

紛争と開発をめぐる地域研究のアプローチ

幡谷則子

はじめに

グローバル化が進む社会にあつて、地域研究の置かれた環境は加速的に変化を遂げている。フィールドワークと現地主義を旨とする実証研究を志す地域研究者にとって、时空の制約を超えて情報入手が可能になった今日、その存在意義や課題も変化しつつある。本稿は、グローバル化社会ゆえに新たに求められる地域研究者の使命、とくに現地社会との関わりについて、「紛争と開発」というグローバル・イシューをめぐる論じるものである。

以下では地域研究が成立時から道義性を担う学問分野である理由を整理した上で、「紛争地の不可視コミュニケーション

の生業を取り巻く環境」に関するフィールド調査で得た学びを紹介する。近年主張される「地の知」(local lay knowledge)を尊重する視点は重要である。しかしそれは単に現地から得られる情報の集積の重要性を解くだけでは不十分であり、私は地域研究者がよって立つ思想的立場も明確にした上でローカルな「知」に向き合う必要があると考える。^{*1}調査対象社会への還元や調査者自身のリスクと情報の管理にも留意すべきだが、今日の情報化社会において、地域研究者は、より双方向的な発言と社会還元が求められる。現地社会のローカルな視点に立ち、調査結果を還元することにはすでに一定の評価がある。しかし、そこに留まるのではなく、普遍的価値に基づいた思想的立場を明らかにし、それに依拠した発言をすることこそが、地域研究者のアカデミズムにおける責務であると考ええる。

I グローバル・イシューとしての「紛争と開発」

1 紛争と開発モデルの関係

経済開発モデルのあり方が紛争を決定づけるといふ見方はどのように実証されるのだろうか。またこれをグローバル・イシューとして扱う地域研究の意義は何であろうか。

私はかつて経済開発モデルが紛争を決定すると論じた（幡谷二〇〇八）。これはグローバル化の進展に伴い、たとえば資源開発が武器の密輸につながっている、というような実例が世界各地で明らかになったためである（FitzGerald, Stewart and Venugopal 2006）。コロンビアにおける長年の武力紛争は宗教や民族紛争としての性格が弱く、土地をめぐる経済的利害がその直接的要因であった。

私は紛争問題を専門とする研究者ではない。都市の貧困問題や農村―都市間労働力移動に関心をもち、南米コロンビアの都市周縁部に生きる人々の生業や生活環境改善を求める戦いを追ってきた。同国は六〇年以上も国内武装組織（左派、右派を含む）や麻薬密売組織、政府軍との武力紛争問題を抱えており、民衆の生活を知るとは、必然的に

国内避難民（Internally Displaced Persons: IDP）や農村部で迫害を受ける社会組織の抵抗運動と対峙することになった。その結果、ローカルなコミュニティが共存せざるをえない紛争には、当該地域における経済開発ポテンシャル（主に資源と土地）とそれに対する国家と市場の関心が根源にあることを知った。

紛争地にありながら、その武力行使に関与せず、また政府が推進する開発モデルにも主役として関わりえなかった普通の人々―生活者こそがその土地に対する日常の主体なのだ、彼らの生活が根ざす土地に対する権利すら確立されていない。コロンビアでは国内最大の反政府武装組織FARC（コロンビア革命軍）と政府との間で和平交渉が再開され、二〇一三年一月に和平にむけての基本的合意に至った。現在主要議題が討議されている。土地問題は最重要課題である。土地権利をめぐる国家と市場、そこに生活する人々との間には農地改革の頓挫と土地登記制度の不備、武装組織や開発業者による土地収奪の累積によって、不均衡な権力関係が存在する。すでに、紛争後の経済発展を目指した制度改革によってさまざまな「国民統合」の試みがなされている。前ウリベ政権期（二〇〇二～二〇一〇年）より、政府は市場メカニズム重視の経済発展を推進するために、国内安全保障の確立をめざした。ゆえに経済開発モデルが紛争の終結を促すとも考えられる。他方、土地

権利が確立されていない弱い立場にある人々は、政府主導の開発路線から除外されるのである。市場メカニズムからも国家の統合政策からも排除され続けることになる。紛争は開発メカニズムのみで助長されるのではなく、経済発展によって既得権益を維持しようとする政治的権力に決定づけられているといわざるをえない。これまで政府から認められてこなかった（非可視であった）生業が合法化され、国家経済開発戦略に統合されるにしたがって、市場原理に見合わない競争力の低い生業は淘汰されてゆく。これが「統合の影に発生する弱者の社会的排除」である。

2 開発政策に根ざした ラテンアメリカ地域研究の系譜

ところで私が地域研究者として関わる「紛争と開発」イシューは、開発の利権をめぐって対立する政府と反政府武装組織の関係や、麻薬密売組織とそれを撲滅しようとする、あるいはそれと手を結んで利益を得ようとする政治エリートとの関係に焦点を当てるものではない。確かに紛争における武力行使や人権侵害行為に直接加担するアクターの行動様式と他の社会組織との関係を研究することも重要であるが、私の関心はあくまでも、紛争と開発の舞台となる土地で、そのどちらにも直接関与しないのに、巻き込ま

れ、迫害や排除、搾取などを被る現場の生活者の生命であり、彼らのめざす「尊厳ある」生活であり、それを求める権利である。

欧米で先行したラテンアメリカ地域研究は、日本におけるアジア研究と同様に、政策立案に還元されるための基礎研究という性格をかつもっていたことは周知の通りである。国本は「地域研究」は基本的には植民地学として始まり、相手国（地域）を識るための資料収集と分析が課題であった」（国本二〇〇五・三五〇）と述べている。とくに米国におけるラテンアメリカ地域研究は冷戦期に集団的安全保障の観点から莫大な資金を投入して促進された。このような植民地主義に通ずる一方向的な地域研究は、いわば「覇権主義的地域研究」と呼ぶことができるだろう。

日本のラテンアメリカ研究の系譜をみると、米州関係におけるラテンアメリカ地域研究のような政策、戦略的意図は相対的に弱い^{*2}。しかし、移民受け入れ社会の事情調査としての性格の強い初期の移民研究や、一九六〇～七〇年代の市場拡大をめざす国家、企業の関心に根付いた現地事情分析や法制度分析（たとえば投資環境国別基礎調査）の類は、やはり日本の国益追求型、政策志向型のある研究であったと考えられる。たとえ研究成果がラテンアメリカ諸国で真に困難な状況にある人々の生活改善や利益につながるとしても、日米安全保障同盟を念頭に入れば、米州安

全保障と無関係とはいえない。このように、政策的意図の濃淡こそあれ、日本におけるラテンアメリカ地域研究も、研究者の他地域への一方向的な関心から始まった。一九六〇年代から七〇年代は基礎研究を支える制度的基盤の形成期であった。国際関係論における南北問題の議論や、他者との関わり方に関する研究者の批判的議論が高揚し、それと同時に現地還元の必要性の認識が広まるのは一九八〇年代である。

3 特定イシューの研究を通じた 地域研究者のコミットメント

他者、異文化理解に対する謙虚な学びの姿勢をもつことは従来地域研究者に求められてきたモラルであると考えられる。しかし、たとえ善意で「純粋な」知的関心、好奇心に基づく研究であっても、他者を理解するための調査者・研究者の基準はその者の歴史的、文化的体験と価値観に依拠する。開発や発展に関わる問題の研究はなおさらこの束縛を受ける。地域研究者は「他者性」の前提から出発せざるをえないが、欧米先進国や日本の研究者は過去に無意識のうちに関西近代化論に裏打ちされた発展過程やその価値観を前提として開発問題を分析し、政策提言を行う傾向にあった。これをアジア研究の矢野は「地域研究が『他者』

を指定することによって成立する学問」であり、「その『他者』は、それなりの歴史的体験と集団的記憶と、そして多少とも『あちら側本位の政治』の可能性に対して身構える本能をもっているのである。(中略)このような『他者』の理論によって、地域研究はそもそも道義的な磁場に位置づけられることになる」(矢野一九九三・一八)と述べ、欧米型の近代化論に無自覚的に依拠しがちな地域研究の在り方を批判した。

「紛争と開発」イシューを取り上げる場合も、地域研究者は無自覚的に「どのような経済開発モデルがめざされるべきか」という前提命題に一方的な答えを出していることがまある。これは長年政府主導のコミュニティ開発論に対する代替のアプローチとして確立され、「市民主導型」とされてきた「参加型開発論」においても同様にあてはまる。調査者の無自覚的な一方的価値観の押し付けがそこには見られた。たとえば、Dodgeはムンバイのスラムで住環境改善におけるコミュニティ参加の批判的研究を行い、この事例研究に基づいて以下の指摘を行った。

「共通する問題を議論し、その解決を見出そうとする村の長老達の寄り合いや伝統的な営みの中には、既存の主体的参加の実践があるにもかかわらず、これらが開発支援組織から『自然発生的な参加の形態』として認識されることは少ない。こうした内発的な既存の参加形態を排除するこ

とが、『コミュニティの主体的、自発的参加』という概念を欧米諸国の価値観に限定してしまふ」(Desai 1995: 43)。

野上(二〇一三)は開発指標を検証するなかで、豊かさとは、本当の「発展」とは、人々の生き方の自由を増やすことであると主張した。尊厳ある生活を保障する、といってもその尊厳ある生活の中身を決めるのは主体である。

「こういふ条件が整えば幸福ということができる」「経済発展、生活上とはこうあらねばならない」という押し付けは結局「誰にとつての幸福か」という問題に帰結する。

フィールドワークを通して、また特定の地域における事象を分析し、発信することを通して、地域研究者は対象地域に否応なしに「コミットする」ことになる。そうした「外部者(ヨソモノ)」が他地域の事象の解明について、その歴史認識や異なる文化、価値を理解しようとしながら取り組むとき、往々にしてその振る舞いや記述が相手社会との間に軋轢を生むことがある。取り扱う問題が、開発、社会、政治に関わるような、当該社会内部においても関連する部門(政府、企業、NGO、市民)間関係において緊張を生む問題である場合はなおさら調査者は現地社会との関係に影響を及ぼすのであり、私はそうした調査者の関与をコミットメントと呼ぶ。この場合、調査者に求められるのは、普遍的価値に立脚した思想的立場を明らかにすることである、というのが現在の私の主張である。

Ⅱ 「紛争と開発」イシューに対する

地域立脚型アプローチ

——コロンビアの鉦山村の抵抗運動から

ここからは、私がここ数年取り組んでいる「紛争と開発」に関連する事例研究(Hataya 2009; Hataya 2011: 幡谷二〇一二a・幡谷二〇一二b)の中から、零細金採掘業を営む人々と彼らをとりにまく「資源開発と土地買収圧力」による紛争について紹介しよう。^{*}

コロンビアは、制度的には安定的民主主義を保っているが、他方、多様な武装組織との共存によって、半世紀以上も紛争を抱える国である。紛争地にある農村(漁村、山村、鉦山村)コミュニティは行政サービス供給者としての国家の不在によって長年暴力による恐怖と欠乏にさいなまれてきた。だが、軍事強化と徹底的なタカ派路線で左翼ゲリラを追い込んだ前ウリベ政権は、非合法武装組織の集団的武装放棄を推進し、「安全保障の確保による経済発展」を対外的にアピールし、紛争後の経済開発を中心的政策課題に掲げた。治安回復が対外的に認識されるにしたがつて、より大規模な資源開発プロジェクト——油やしプランテーション、金鉦開発などが(旧)紛争地域において促進されている。だがその一方で、このような地域に住む農民

表1 コロンビアの鉱物品目別輸出額の推移（1999年～2006年）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
石炭・コークス	847.9	861.2	1,178.8	990.2	1,422.5	18,533.7	2,598.2	2,913.0
フェロニッケル	154.1	211.4	235.2	272.5	414.7	627.9	737.8	1,107.1
エメラルド	112.7	96.8	89.2	91.7	79.7	74.2	72.0	89.8
金	89.1	90.7	54.5	94.4	585.2	560.7	516.9	281.2
非金属鉱物	218.2	245.8	288.0	294.8	—	—	—	—
その他鉱物	130.1	241.3	9.3	11.0	13.8	203.7	377.5	817.1
小計(A)	1,533.4	1,719.6	1,812.8	1,747.8	2,810.7	3,320.2	4,302.4	5,208.2
総輸出額(B)	13,121.1	12,309.1	11,907.5	131,127.5	16,730.9	21,190.5	24,390.8	24,394.3
(A) / (B) (%)	13.2	13.1	14.7	14.6	21.4	19.8	20.3	21.3
鉱物生産額 / GDP (%)	1.8	1.9	2.0	2.0	2.7	2.8	2.7	2.5

(出所) DIAN、DANE データに基づく UPME 計算。2005年と2006年は暫定値

(注) 単位：100万ドル

や漁民は、資本家の土地買収によって生産手段を失い、土地を捨てて難民化するか、土地に留まる抵抗の組織化を進め、オルタナティブな経済自立化運動を試みる。McBain (1987) が指摘したように、コロンビアでは、グローバリゼーションによるローカル・コミュニティの破壊が起こっているのだ。私はこうした動きをグローバル開発がもたらす社会的排除に対するローカル・イニシアティブの抵抗ととらえ、事例分析を行っている。

表1はコロンビアの二一世紀初頭の鉱物資源開発ポテンシャルを、主要品目輸出価格の推移とその総輸出額に占める割合の変化で示したものである。二〇〇〇年代半ばでは、鉱物品の総輸出額に占める割合は全体の二〇%にすぎず、対GDP比率でも二%にも達していなかった。しかし、前ウリベ政権は鉱物資源開発を石油開発、アグリビジネスと並んで二一世紀の同国の経済開発を牽引する重点部門と考え、二〇一九年をめどに倍増目標を掲げた。コロンビアに限らず、資源に恵まれたラテンアメリカ諸国では、近年同様の一次産品重視型経済開発路線に傾いている。それは、天然資源開発、土地不動産市場の規制緩和によって多国籍企業の大規模投資・開発を呼び込むものであり、コロンビアのように登記制度も含めた土地政策が脆弱であった国では、自給自足型の開拓農民たちの生活圏がますます奪われてゆく。しかも、紛争地の農村、漁村、鉱山村などで

は、非合法武装組織の介在や、それによる政府軍や右派準軍事組織（パラミリタリー）からゲリラとの接触を追及され、日常的に暴力の脅威にさらされてきた。彼らの大半は土地権利も鉱区権利もいままに、伝統的生産様式によって開墾地を耕し、鉱脈を求めて転転と渡り歩く、政府の開発戦略からは逸脱する「インフォーマル」で、「非可視」の存在であった。

ところが、「紛争後」の経済開発をめざした政府は、こうした「インフォーマルな生業」を営むコミュニティが住む土地が、政府と多国籍企業によって推進される大型開発プロジェクトのターゲットとなると、彼らの存在を看過することはできなくなつた。これまでは「人の住まない土地」と放置されていた地方を開発するためには「そこに住み着いた農民や鉱山民」を「経済システム・制度への統合・合法化」の言説のもとに政府開発アジェンダに取り込む必要が出てきたのである。しかしこれは彼らの生業や生活様式に対する自主性を尊重するものではなく、あくまでもグローバルな取引や市場を前提に考えられた取り組みであった。

この可視化と市場原理に基づく国民経済システムへの統合過程を、鉱業部門においてみてみよう。

1 二〇〇〇年代の鉱業部門における制度改革

二〇〇一年新鉱業法（法律第六八五号）制定のねらいは、もっぱら民間資本、とくに多国籍企業の鉱業部門への投資と大型鉱山開発メジャーを誘致し、鉱業部門生産高を上げることにあつた。さらにインフォーマルな鉱山開発を「合法化」して国家政策枠組みに統合することがめざされた。そのために、鉱物資源埋蔵が見込まれる土地に対するコンセンション譲渡手続きの規制緩和も促進された。

続いて、同法の枠組みに沿って二〇〇六年に、「鉱区プログラム」が鉱業開発国家戦略の一つとして導入された。これは、現在全国三二の指定がある鉱区のもとに、既存の小・零細規模の鉱山採掘業者を統合し、鉱山・エネルギー省のもとで管理統制を促進しつつ、生産性の向上をめざす政策である。小・零細規模の鉱山採掘業者は、その資本力の低さから、伝統的で技術水準の低い生産様式を踏襲してきた結果、採掘業者を含むコミュニティ住民の生活圏において、深刻な健康被害や環境汚染をきたしてきた。とくに、金の精製過程において投入される水銀や硫酸に対する適切な廃棄統制と使用時の防護措置などの技術的改善が急務となつている。それには政府による生産様式の近代化を促す資金的援助も不可欠であり、鉱区プログラムはこうし

た政府の援助と統制を促進しつつ小・零細規模鉱山採掘業者の生産性の向上をはかることを目的とした。しかしその一方、大半の小・零細規模採掘業者はこれまで正規の土地使用許可手続き（採掘権登録申請）を行ってこなかったという事実がある。そこで政府は、二〇一〇年に法律一三八二号を制定し、インフォーマルな鉱山採掘業の合法化プログラムを改訂した。しかし、合法化プログラムは零細採掘業の経済活動を正当化し、政府からの支援を保証するタテマエになっているが、現実には、合法性を証明する証拠書類をそろえることは極めて困難であり、零細採掘業者がこの合法化プログラムを享受する可能性は大きく制限されている。さらに、たとえこの法的枠組みに応じて採掘権が与えられ、彼らの生業が法的に認められても、「鉱区プログラム」は、多国籍企業が関与する大規模採掘開発プロジェクトによって発生する土地収用に對し、零細採掘業の存続を保証するものではない。

では、結局のところ、インフォーマルな零細採掘業者は排除されてしまうのだろうか。大規模開発によって土地収用が求められた場合、弱い立場にある伝統的零細採掘業者にとって唯一のオルタナティブは「特別保有地域」(Area de Reserva Especial: ARE)を宣言することである。国家が定める技術的条件(環境保全)を満たすと承認される場合には、伝統的でインフォーマルな鉱山採掘に對し、ARE

E認証が与えられる。国家はARE認証を受けたコミュニティに對し、環境管理計画書を作成するための技術的支援を付与する義務を負う。また、当該コミュニティがARE内で採掘業を行うことができるように、政府はコンセッションを与えなければならない。すなわち、AREとは国家とコミュニティとの間のいわば調停プロセスであり、このプロセスに入ることが、唯一伝統的鉱山採掘業者が従来活動を行ってきた鉱山村に留まり、生業を維持する方法であると考えられる。しかし認証手続きには長い時間がかかり、また、いったんARE認定を受けても、必ずしも採掘業者が平安のうちに生活圏・経済圏を守ることが担保されているわけではないが現状である。

2 事例一 ボリバル県南部

ボリバル県南部地域(Sur de Bolívar)の鉱山村コミュニティは、AREの認証を受けても政府や企業による強制移動圧力が耐えないことへの抵抗運動を続けている。

ボリバル県は、カリブ海に面した北部コロンビアの行政県の一つである。県都カルタヘナはコロンビア有数の観光・商工業都市であり、主要港湾都市でもある。カルタヘナ大都市圏を中心とするボリバル県北部はコロンビアの対外的「顔」として繁栄してきたが、南部一帯は大土地所有

者による土地集中化が進み、土地なし農民は農業フロンティアを求めて開墾民としてさらに南下し、条件の悪い土地に散村を形成していった。一九八〇年代以降は、この地を縦断するサンルーカス山系がにわかな金鉱ブームに沸き、周辺地域からも土地なし農民が金鉱採掘をめざして流入していった。現在も有力な金鉱脈を有するが、FARCやELN（民族解放軍）などの左翼ゲリラの拠点となり、これらを制圧する目的で国軍とパラミタリーの介入が激化し、零細鉱山村は複数の暴力組織のはざままで、恐怖と貧困に苦しんできた。紛争地としての認識がある一方で、カルタヘナに拠点をおく県行政は南部地域を「市民不在の地」として扱い、結果南部地域の村民は国家からは実質的に「不可視」のままであった。表2はボリバル県南部とカルタヘナとの社会指標を比較しているが、ボリバル県南部の生活水準の低さは著しい。また、基本的な行政サービスである医療や教育の欠如、村道などの村外への交通アクセスの不備によって左翼ゲリラの浸透を払拭することは難しく、貧困と恐怖のもとで、強制移住民人口も増大した（一九九七年から二〇〇八年までボリバル県南部のみで九万三千人を超え、ボリバル県全体でも二四万三千人を超えた）（表2）。

このような状況下、ボリバル県南部に存在するおよそ六千人の零細鉱山民は連帯組織「ボリバル県南部地域農民・

鉱山民連合」を結成し、生業と生活圏の保持をめざした。

二〇〇一年の鉱山法改正についてもアドボカシー運動を続けたが、その結果、政府および軍からは迫害を受け続けている。ボリバル県南部には、すでに一カ村でAREが認証されているが、これらの土地の大半で大規模多国籍企業と国内大手開発業者のコンセンションが認可されている（幡谷二〇二二b）。まだ部分的に鉱区調査が始まった段階ではあるが、大型露天掘りによる採掘が開始されれば、必然的にこれらの鉱山村に形成されたコミュニティは強制移住を強いられることになる。他方、AREが従来の鉱山村として存続するためには、政府が定める環境基準に見合った技術革新を行わなければならないが、そのための政府による資金援助や技術導入は必ずしも現地のニーズに見合っていないものではなく、両者間での信頼関係も醸成されていないのが現実である。

3 事例二 太平洋沿岸地域のアフロ系

コミュニティ

太平洋沿岸地域に集中するアフロ系コミュニティ（スペイン植民地時代にアフリカから奴隷として入国した人々の末裔）の伝統的零細採掘業者には、マイノリティグループならではの国家に対する戦略がある。アフロ系住民集住地域

表2 ポリバル県南部の主要データ（強制移住民人口データ以外は2005年）

	総人口	都市人口	農村人口	強制移住民人口 (1997年～ 2008年11月)	NBI比率 (%)注2	15歳以上の 識字率(%)	Sisben1 登録人口比 率(%)注3
ポリバル県南部	265,945	99,213	166,732	93,685	69.0	76.8	93.0
カルタヘナ注1	895,400	845,801	49,599	N.D.	26.0	96.6	67.0
ポリバル県全体	1,878,993	1,399,666	479,327	243,385	46.6	80.8	79.0
コロンビア全国	41,468,384	31,504,002	9,964,362	2,808,900	27.2	91.6	52.0

(出所) DANE, *Censo nacional de población 2005*, (<http://dane.gov.co/>)

および Fonseca, Daniel, Ómar Gutiérrez, Anders Rudqvist (2005) より作成。

(注) 1. カルタヘナ(ムニシピオ：市)のデータ。

2. 基本的ニーズが不足する人口(NBI)の対全人口比。

3. El Sistema de Selección de Beneficiarios Para Programas Sociales.

社会サービスや社会扶助プログラム受給対象者を選別するためのデータベースに基づいたコロンビア独自の貧困指標。ランクが低いほど貧困度が高い。

における集団的土地権利の認定と、その制度にのつとった鉱山法解釈である。しかし、アフロ系農民・零細金採掘者コミュニティの土地を求める運動にも、開発を推し進める国家対、排除される零細採掘業者の関係がみられる。

一九九〇年の制憲議会による憲法改正と開かれた民主主義の推進によって、コロンビアでも多文化、多民族主義の議論がさかんになった。これを先導したのは先住民の権利復興運動であったが、アフロ系住民運動もこれに続き、彼らの先祖伝来の土地に対する集合的権利を要求した。一九九三年の法律第七〇号によって、初めて太平洋沿岸地域一帯に集住しているアフロ系コミュニティの存在が公式に政府によって認められるに至った(存在の可視化)。同法は彼らの土地に対する集合的権利を認め、同地域において伝統的生活様式を維持し、住み続けることを認めている。

集合的土地権利が認められても、一九九〇年代以降に激化した太平洋沿岸地域における非合法武装組織の拡大や、大規模な土地収用を要する開発(とくに油やシランテーション)の進展によって、住民に対する土地強制移住のリスクはさらに高まった^{*4}。地下資源は基本的に国家の所有物であり、彼らの土地にその埋蔵が認められている天然資源の採掘権は別途取得しなければならぬ。集合的土地権利は地下資源の採掘権の保証ではないのである。一九九〇年代以降、新自由主義的な貿易自由化政策の推進によって、

太平洋岸地域における貿易はコロンビアの経済発展戦略の要となった。内陸部、とくにコーヒー栽培地域を中心とする地域と太平洋岸を結ぶ輸送網の拡充、インフラ整備などが優先度の高い国家プロジェクトとして推進された。太平洋岸地域は金鉱をはじめとする鉱山資源の開発ターゲットとなった。今日、「太平洋同盟」^{※5}の結成によって、太平洋岸地域はますますグローバル開発における戦略的地域として内外から注目を浴びているのである。

こうした状況下、一九九〇年代、アフロ系住民の集合的土地所有権の認定が進むころ、金とブラチナの違法採掘を行う侵入者が増えるようになった。このような違法採掘者は、パワーシャベルを設置した掃海船によってアトラト川床の金鉱脈採掘を行うが、これによってアトラト川の生態を破壊し、アフロ系住民の自給的漁猟に大きな打撃を与えた。今日も違法採掘者とコミュニティ議会（アフロ系住民の基盤組織）との間で軋轢が絶えないのである。

では、アフロ系住民が「アフロ系コミュニティの特別鉱山地域」として鉱山村と採掘業を存続させるにはどのような制度があるのだろうか。第一に、アフロ系コミュニティによる鉱山地域での採掘活動に対する許可申請過程は、通常のプロセスとは異なる。通常、当該市行政から伝統的手法による採掘活動に対する証明書を発行してもらうことによって、インフォーマルな採掘活動として容認されてき

た。しかしながら、彼らは鉱業法で認められているコンセクション体制のもとで合法的に採掘活動をしていたわけではなく、今日の法的枠組みにおいては、非合法的な生産活動とみなされる。アフロ系コミュニティの伝統的採掘活動も含め、政府はすべての非合法的採掘活動を合法化する方針にある。新合法化プログラム（二〇一〇年二月の法律第一三三二号）によって、伝統的採掘活動も同合法化プログラムに申請することが可能となった。申請方法は、書類上はいたって簡単である。しかし、同法律制定以前一〇年にさかのぼって継続して伝統的用法による採掘活動を行っていたことを証明する必要証書をすべてそろえて提出するのはきわめて困難である。第二に、アフロ系住民が生活し、活動する集合的土地権利を保有する土地において資源開発（採掘）を第三者が行おうとすれば、アフロ系住民のコンセクション要請が第三者による要請に対して優先権が与えられる。ここでも法の上ではマイノリティグループに特別に与えられる「優先的開発交渉権」によって守られている。だが、同権利を行使するには、あらかじめ定められた時間内に開発プロジェクト案を提出しなければならない。多くの場合、アフロ系コミュニティの零細鉱山採掘業者は同プロジェクト案を用意するだけのスキルも知識も持ち合わせていない。したがって、集合的所有権を有する土地に埋蔵されている天然資源に対する法的保護が与えられてい

るにもかかわらず、より競争力の高い民間の鉱山採掘業者に対し、なすべがない、というのが大半のアフロ系コミュニティが置かれた状況である。

4 開発政策がもたらす社会的排除

以上二地域の事例でみたように、コロンビアでは天然資源、とくに希少な鉱物資源に対するグローバルな市場と資本の関心の高まりが、生産地域のローカル・コミュニティに対する脅威となっている。グローバル市場を照準に当たった中央政府の鉱山・エネルギー開発政策は、多国籍企業の進出を促進するための規制緩和を行う一方で、この国家開発戦略の障害になるローカル・コミュニティを排除する傾向にある。今日、グローバル市場と連結する資本、そしてその背景に残存する暴力装置（パラミタリーなど）によって強制移住の圧力を被るローカル・コミュニティが、かろうじてその地に留まり、存続しえるのは、法による庇護ではなく、国内外の支援組織とのローカル、インターナショナルな連帯ネットワークのおかげである。ポリバール県南部においても、太平洋岸地域のアフロ系コミュニティ組織においても、零細金鉱採掘民がその活動を継続するには、人権擁護NGO、地域の教会、欧州の人権擁護団体や連帯の運動団体、欧州のフェア・トレード消費者など、さ

まざまな内外の組織からの支援と彼らとの連帯が不可欠である（Hidayat 2009）。オルタナティブな生存戦略が確立する条件に、国際・国内NGOネットワークを通じた世論と政府に対する可視化の推進があった。

グローバル・イシューとしてとらえられる多国籍企業による資源開発の資源保有国政府による推進は、国民統合、市場への統合（インフォーマルな生業の合法化、正規化）という正当化のもとにローカルな生活と生業を脅かす影響力をもつ。国民統合、グローバル市場との連携、マクロ経済の成長によって国民国家としての経済発展と国民の福祉の向上につながる、というシナリオは、今日のグローバル化社会における市場原理に立脚するもので、個々の弱者コミュニティの生活スタイルの自由な選択権を廃するものである。

III 「紛争と開発」というテーマと 地域研究者のコミットメント

地域研究者が扱う「紛争と開発」という命題は、まさにグローバル・イシューをローカルな実態からみるアプローチである。しかも、ローカルレベルで展開される日常の動態には、そこに当事者としてかかわる人々にも、また彼ら

にコミットする調査者にもいろいろなリスクをはらんでいる。「センシティブ」(政治的に微妙)なテーマにおける当事者に関わる(寄り添う)とき、地域研究者はどこまでその言動に責任をとるべきか、とらねばならないかが問われる。かつては「ナイーブな調査者が犯す誤謬」と表現され、「匿名性のもとでリスク回避を行う」という言説が受け入れられたことがあった。果たしてそうした自戒によって地域研究者の責務は果たせるのだろうか。

1 調査者の倫理とはなにか

——自覚的な立ち位置の確立

近年の地域研究方法論の講義には、必ず「フィールドワーカーのモラル」や「現地社会(調査対象社会)とのラポール形成の必要性」などが必須項目としてとりあげられるようになった。これらは、学術調査に限らず、開発の実践の場で、実務者が習得すべきノウハウとしても取り扱われる。こうした現地調査に入るための手続きのほかに、匿名性の維持による情報管理と分析結果の現地への還元など、調査を終えたのちの情報公開における倫理に関する項目もある。著作権、肖像権はもとより、一連の個人情報保護の法的枠組みが整備されてからは、現地で収集した一次資料、とくに「語り」や「証言」の内容の公開についても

細心の注意が払われるようになった。

ポストモダンニズムの思想的影響と考えられるが、欧州の開発論では、学位論文にフィールドワークにおける倫理の問題について論ずる節をどこかで設けることが求められる。とくに途上国研究色の強い地域研究では、「先進国出身の研究者」が途上国の開発問題を扱うことをどのように正当化するか、相手国に対してどのような「立ち位置」で調査に臨んだのかを説明しなければならない。新興国の経済発展めざましい今日では、このような「北」と「南」という二分法にのっとって研究者の立ち位置を論ずること自体意味をなさないと、誇りをまぬかれないかもしれないが、このような指導は一方的で覇権主義的な開発研究や、かつて人類学者に向けられた情報搾取への批判に対する反省から生まれたものである。開発・発展論における倫理学者はこうしたフィールドワーカーの立ち位置を議論するが、彼らにとつて、フィールドにおける倫理の問題は、単なる情報搾取への批判ではなく、むしろ調査者が現地に入るときの先人観や拠って立つ視点に向けられる。調査者が「立ち位置」を意識しないと、開発問題に関して外から持ち込まれる概念と現場(ローカル)で日常的に使われる概念の理解との乖離を地域研究者自身が創造することになる。しかし実際には、開発問題を扱う多くのフィールドワーカーが無自覚的に「欧米先進国型価値」に立脚してき

たのである。

「地の知」の尊重はこうした調査者の倫理に関する議論ともつながっている。P R A (Participatory Rural Appraisal 参加型農村調査)を主張したチャンバースは、調査者が持ち込む先入観を否定し、現地社会での価値基準にしたがってローカルな人々が自分達のニーズを把握し、表現し、その優先度を分析する評価能力を主張したのであるし、自助建設の実践におけるセルフ・ヘルプ論を主張したターナーも、同様に現場の一般の人々(専門家ではない生活者)の潜在能力を、問題解決のためのオルタナティブ、すなわち集团的互助とヴァナキュラー技術の価値として評価したのである (Chambers 1994 : 1997 ; Turner 1976 ; Turner and Ficher 1972)。アマルティア・センの人々の合理性に対する評価にもこれに通ずるところがある (Sen 1987 : 2002)。

村井吉敬の『小さな民からの発想』(一九八二)は発展途上国社会における市場主義的な開発がローカルな地域社会の生態系や文化的要素を考慮せず、それらの破壊につながっていることを批判した。村井が主張する「小さな民」(最も弱い立場にある人々)の生活圏と日常の営みに根付く視線や考えを発展の分析に取り込むことの重要性は、発展・開発論における倫理学者からも指摘されている^{*}。発展・開発の倫理学者の論考 (Clark 2002 ; Gasper 2004 ; Crocker 1991 ; Goulet 1983 ; 1995) から私が得た最も重要

であると考え示唆は、「発展に関する議論で主流(メインストリーム)概念とされる事項に対する所与の解釈に対して自由であれ」というものである。所与の解釈で限定された主流概念から離れ、個々のローカルな文脈、地域社会の文化、歴史、価値のもとで当該概念を再構築することが肝要なのである。これは私がボゴタの調査居住区において「コミュニティ」概念や「参加」の意味を、住民が農村から都市へ移動し、自助と互助の実践を通して定住化を始めたころの本来の意味において理解し、それが国家(行政の開発プロジェクト)の介入によってもたらされた「所与の参加概念」とどのように摺り合わされ、受け入れられていったかを理解する作業の道標となった (Hataya 2010)。

2 中立性の神話と普遍的価値に基づく主張

地域研究調査方法の講座の中で、フィールドワーカーの心構えや態度について議論する際、現地社会の政治的対立関係において調査者はその客観的観察者を旨とし、「中立的であれ」というノウハウが教授されることが一般的になっている。しかし、実際には「中立性の神話」に遭遇するのである。現地調査を経験すれば誰しも、どのような小さなコミュニティにも対立的な思想的立場が存在し、その中で「外部者」たる調査者が中立的立場を維持することの

難しさを知ることになる。

対立的な思想的立場があり、それが現地社会内の人間関係やコミュニティと政府との関係を決定しているとき、調査者はそのどちらかに思想的立場を確定しなければならなくなる。そしてそれが人権、尊厳、環境保全などに関する判断である場合、普遍的価値 (virtue) と倫理を基準として立ち位置を決めるしかない。こうした文脈に対し、Gold (2002) は、「価値自由」は実際の社会における調査ではほぼ不可能であることを論じている。私も調査地においてたびたびこれを経験している。とくに社会運動組織の分析では、コミュニティの敵対相手が政府であったり、開発事業を推進する多国籍企業であったり、運動家をテロリストと同一と考える軍や非武装のミリタントであったりする。対立の構造を客観的に分析するためには、両者を同等に描写することが理想であり、体系的で精緻化された調査方法の実践が求められる。しかし、実際には調査地でのラポール形成過程において、調査者はすでに対立する一方の側に立っていることが露呈されるのである。その結果、もう一方からは拒絶されることもあれば、調査地を訪問すること自体に緊張や圧力が加わることさえある。この意味で、扱うテーマの性格によって程度の差こそあれ、地域研究者はフィールドにおいて必然的に価値や思想的立場から自由になることはできないのである。

3 「知」の現地還元と危機管理

次に「地域研究調査法」の講義シラバスにおいて扱われる「フィールドワークにおけるモラル」の内容に触れつつ、現地還元という地域研究者のコミットメントについて言及しておきたい。フィールドワーカーとしてのモラルとして、私は常々「調査結果の現地還元」を方法論の講義で学生に対して説くと同時に、自身にも課している。しかし成果の現地還元はたやすいものではない。現地で使用される言語での還元であっても、「地の知」を提供してくれた相手が理解しやすい言語表現で、かつ地域社会にとって有益な「道具」、たとえば行政当局との交渉に資する客観的データとして使える資料への加工が施されなければならない。こうした「地の知」の現地化は、地域研究者が学術論文の執筆を第一義とし、研究助成が求める国民への成果還元を優先させることによってしばしば果たせなくなる。

他方、社会的不正義の中にある人々の目線に立って「地の知」を理解しようとするがゆえに相手に与えるリスクもある。昨今「フィールドワークにおける危機管理」の項目も調査法講義の必須項目としてあげられるようになった。これは大学にさまざまな状況（人災、天災を含め）下での危機管理マニュアルを作成し、学生に周知することが求め

られるようになったためでもある。こうした「フィールドにおける危機管理」とは最終的には自己管理、自己責任に帰するような、フィールドワーカー自身の他地域における危機管理のノウハウを教えるものである。だが本来共生の名の下ではリスク管理は双方向でなければならぬ。

フィールドワーカーとして現地社会にコミットすることで相手に害が及ぶ可能性について教え、外部の調査者と共にいること自体、相手にリスクを負わせていることを指摘するような危機管理教本を私はまだ見たことがない。具体的には、コロンビアの都市部における紛争避難民へのインタビュー調査で調査相手にかかるリスクがあげられる^{*8}。同様に、人権問題の被害者一般、脅迫を受けている社会運動組織リーダーなどに対する調査者のナイーブな接近は調査を成立させないばかりか、相手に危害を及ぼす原因となる。社会調査方法に関するノウハウを論ずる教科書は多く刊行されており、量的調査、質的調査ともに体系的に学習することが可能となった^{*9}。しかし方法論の精緻化が、一方向的な調査方法の普及に回帰してはならないと考える。

これらの問題に関連して、公表後の成果の「一人歩き」への対応という課題がある。刊行された成果物の解釈に対しては個々の研究者は制御不能であり、学術的批判が寄せられた場合には、同様に学術的媒体において反論することが定石であると考えられてきた。これまで危惧されてきた

のは、地域研究者の発信した内容が政治的発言と受け取られ、当該政府から危険分子と見なされ入国許可がおりなくなることであった。だが、筆者の意図に反して、発信した内容が第三者によって筆者が擁護しようとした「ローカルな人々」に害を及ぼすような使われ方をされる可能性もあるのである。こうした成果の一人歩きや曲解に対し、「不可抗力」として静観することは地域研究者の現地還元における倫理に反すると考えられる。制御不能と考えられる成果の扱われ方に対しても、調査者はしかるべき反論を公開することで応じるといふ責務を負うのである。

4 調査者の倫理とは何か

—— 共感と協働をめざす地域研究

以上みてきたように、現地主義、現地還元型の地域研究方法論は、調査者のモラル、倫理（視座における「地の知」の尊重、固定概念からの自由）という点で確立されてきた。この意義を改めて問う必要もないが、果たしてどこまでこの方法論上の精緻化を追求する必要があるのだろうか。またそれをどこまで達成すれば地域研究者の倫理は完結するのだろうか。

「地の知」を尊重し、現地のローカルな声を聴くことによつて現地社会の背景にある歴史、文化、価値に基づいた

現状、問題、解決法を考える姿勢は一方的なアプローチではなく、相手からの方向性を受け止める姿勢である。だがそれを認識し、受け止めるだけでは従来の国益重視型の一方的研究と何ら変わらない。地域研究者には、既存の理論や先行研究によって蓄積された知識に新たな知見を加えるという学問上の還元が求められるだけでなく、現地社会の「問題解決」につながるような還元が求められる。ではこの還元とは何か。①最低限守るべきは、現地協力者（インタビュー相手やインフォーマントも含む）から得た一次資料を現地社会が使えるような形でとすことである。

これはフィールドワーカーがかつて受けた「情報搾取」という批判への対応にすぎない。現地に入り、匿名性を守ることを条件に個人的情報にも触れつつ情報を収集する際の、マナーの範疇に入る最低限のモラルであり、調査法上のルールである。より本質的な問題は、既述のとおり、情報を分析する際に価値自由の立場は取りえないことを認識し、②個々の調査者の寄って立つ思想的立場を明確にすることである。個人的な人間関係に抵触しないという意味での中立性は維持できても、センシティブな社会問題、とくに紛争問題、人権侵害に関わる社会問題の分析においては、その問題発生理由を追究するほど、研究者は自身の立ち位置を明らかにすることを迫られる。なぜなら、技術的な情報収集の過程で、自ずと権力や市場原理にのっとった

開発政策に対する自分の見解を明らかにせざるをえなくなるからである。その上で問題の現状分析、理由の解明に乗り出すとき、フィールドワーカーはさまざまなリスクを負う。権力や暴力からの圧力、あるいはそれらが用いる法的枠組みによる制約を受ける。たとえば「合法的」ではあるがアグレッシブな開発プロジェクトによってその生活圏が土地買収の対象となっている農民の抵抗運動を追うとき、フィールドワーカーはたとえ運動家でなくとも、農民側の視点に立つて調査を行えば、企業やそれを擁護する権力とは対立関係を形成することになる（村井二〇一三・九七）。その結果、企業や行政に関する調査が不可能となるだけでなく、公表した論考に不当な批判が浴びせられたり、現地での活動に圧力がかかったり、妨害されたりする。極端な例では強制退去を命じられることもありえる。私はコロンビアの紛争地で農民を農業労働者として取り込もうとする油やしプランテーション企業に対抗する農民組織の側に立つて調査をした後、同系列の企業訪問調査を行ったが、そこでは懐柔的対応を受けた。露骨な妨害は受けなかったが、私を農民側、またそれを擁護するNGO側の人間として明らかに警戒していた。地域研究者はこのようなりすくを認識した上で思想的立場を明らかにすることができるか
が問われるのである（幡谷二〇一三）。権力に屈せず一貫した立場を貫くことがコミットメントにおける責任の取り

方であり、そうすることで社会不正義の状況にある人々に真摯に寄り添うことができる。これを「共感 (compassion) の地域研究」と呼ぼう。

次に、どのような方法で「共感」を具体的な行動に移すかという課題がある。第一義的には現状の文字化 (あるいは映像化) によって発信することである。発信の方法には、学術論文としての執筆と公刊のほかに、メディアやブログなどの速報力と普及力のある媒体への発信がある。こうした発信について、非学術的であるとか、活動家のアドボカシー行為であるとすると批判、あるいはタブー視する傾向も一方ではある。¹⁰ だが、単純化した当該政府批判という表現ではなく、普遍的価値に立った意見表明は、③当該国に限らず、広く世論に訴える力をもつ。これは市民社会に對する社会不正義に関する情報提供であり、その問題への意識の共有を促す活動である。このような行動こそが当該地域社会にコミットした地域研究者の責務であり、倫理であると考える。戦争責任という歴史的関係や、経済的、政治的、軍事的な覇権的支配関係のなかった日本—ラテンアメリカ関係というこれまでの日本のラテンアメリカ地域研究が置かれた環境に安住することはできない。グローバル化が進み、アジア太平洋時代のラテンアメリカと付き合う今、かの地の一カ村で起こっている人権侵害や土地買収の問題は、実は日本企業と鉱業開発メジャー、あるいは多国

籍アグリビジネスと関係している可能性は十分にある。さらに、特定の国際資本と関係していなくとも、日本社会のエネルギー供給問題、消費行動がラテンアメリカの資源や産業と直結しているのである。したがって、現在の日本の地域研究は双方に国益追求を模索する日本—ラテンアメリカ関係の中にあると認識すべきである。

そして、その先に位置づけられるのが④双方向の研究であり、社会連携である。たとえば現地協力者とともに共同研究を行ってそれぞれの地域社会、学界に成果を普及させることや、調査方法に参加型調査を取り込み、対象地域での民衆教育を通じて当該問題をとらえ、解決方法を探るといった実践を組み込むことが効果的である。社会連携や社会貢献は、なにも具体的な開発プロジェクトを起案し、外部資金の獲得につなげることだけではない。また日本では、NGOを立ち上げなければ果たせないわけでもない。要は、「協働する地域研究」をめざし、そのために現地側の地域社会、共同研究者の発掘、ローカル支援NGOとの連携といったネットワークを形成することであろう。そのためには彼らとの間の信頼関係の醸成が求められる。①、②のような現地還元努力と立ち位置の表明が前提として必要で、時間もかかるが、たとえ短期集中型調査であっても、そのフォローアップと日常の発信機会の活用によって実現可能な範囲もあると考える。

結びにかえて

本稿では、日本におけるラテンアメリカ地域研究の成り立ちから振り返り、グローバル化社会の現代における地域研究者の新しい課題について、「紛争と開発」というテーマへのアプローチと、その際の地域研究者のコミットメントに対する倫理（責任の取り方）に沿って論じた。かつての「覇権主義的地域研究」は確かに「現地還元型地域研究」に脱皮したといえ、地域研究の学問分野としての確立を模索して調査方法の精緻化は進んだ。しかし、調査方法の技術的追究は学術的プラグマティズムに陥りやすく、普遍的価値に基づく立ち位置の自覚が回避されがちであった。これに対し、真の現地還元は、一方向的アプローチから双方向の学びのアプローチを確立することであり、それによって初めて「共感と協働の地域研究」が成り立つ。以上の前提に立つとき、地域研究者は道義的立場を明らかにした上で双方向での社会への発信を行う責務を負うと考えられる。

私の主張は理想論との批判を受けるだろうし、必ず「民も間違える」「ローカルな声が必ずしも是ではない」という現実面に直面するだろう。そのとき、調査者が立つ位置、

共感する主張に対する判断は、普遍的価値基準に基づくしかなく、そこに個々人の思想的立ち位置とそれに対する責任の自覚が問われることになる。

●付記

本稿は日本ラテンアメリカ学会第三四回定期大会でのパネル「地域研究は何のためにあるのか」（二〇一三年六月一日）での報告の一部とそのときの議論に基づくものである。

●注

*1 「地の知」は local knowledge という意味では「地域の知」という使われ方と相通するが、本稿を通じて筆者が強調したかったのは lay knowledge としての本質である。すなわち、ごく普通の現地の人々（専門知識がとくにない民衆）が生活の中で育んできた思想や世界観などから、現地社会のあり方を理解する知見が得られる、という主張である。ローカル・レベルでの詳細なデータ収集は地域研究の存在意義として重要であることはいうまでもない。だが、「地の知」とはローカルな知そのものに見出される現地社会の価値観から開発を問い直す、というような、従来持ち込まれた欧米の発展論への批判に基づく用語であると筆者は理解している。

*2 筆者は戦後の日本の対外関係において、ラテンアメリカと他の地域とでは前提条件が異なることが、地域研究にも影響を与えたと考える。とくにアジア諸国との関係には、第二次世界大戦中の日本軍の侵攻や植民地政策（満州など）によって政治・外交とともに戦争責任や戦後補償の問題が常に念

頭に置かれてきた。ここから「地域研究、外国研究という純然たる学問の世界においても、研究者が対象地域に対する政治的立場を問われることがある。この点ラテンアメリカに対する日本の政治的、外交的立場は、より自由な学術交流を可能にする環境に恵まれていたといえる」(幡谷二〇〇七・四三)と解釈した。

* 3 以下の記述は Hataya (2010: 2011) および日本ラテンアメリカ学会第三一回国定期大会報告「コロンビアにおける生存と平和をめざすローカル・イニシアティブ——鉱物資源ブーム下の金鉱採掘コミュニティの事例から——」(二〇一〇年六月五日、京都大学) に依拠する。

* 4 Flores & Millan (2007) によると、一九九七〜二〇〇六年の間に、太平洋沿岸地域における武装組織の侵入と強制移住(IDP)の増加が著しい。これは左翼ゲリラ組織(主としてFARC)は太平洋沿岸地域にその戦線を移動し、軍部の反撃も西部に移動したためである。コロンビアの中央および南部地域において中心的に行われてきたコカ栽培地に対する除草剤の空中散布も太平洋沿岸地域へと移動した。コロンビア国内の武力闘争と暴力の中心が太平洋沿岸地域に移動したことを意味する。同じころ、アフロ系住民のコミュニティは違法鉱山採掘業や、油やしプランテーション業による土地侵入によって土地を追われる脅威にさらされ、同地域で最大の水量を誇るアトラト川流域の生態系も破壊されつつある。違法鉱山採掘業者は、通常武装した警備員を配備しているが、その多くは元パラミタリー兵であるという住民の証言がある(二〇〇九年三月および二〇一一年八月、筆者による聞き取り調査)。

* 5 「太平洋同盟」(Alianza del Pacífico) とは、メキシコ、コロンビア、ペルーおよびチリによって二〇一二年に発足した経済統合とアジア太平洋地域との政治経済関係強化をめざす組織。全加盟国間と自由貿易協定(FTA)が締結されていることが加盟の条件である。

* 6 個々の採掘権 (mining title, tituluminerio) を取得する手続きのこと。

* 7 たとえば、Clark (2003: 834) を参照。

* 8 筆者はかつてボゴタの不正規居住区において避難民調査を試みたが、行政が推進する「統一避難民登録」制度に、避難民の安全が担保されないため実名を名乗って登録さえできないでいる避難民の置かれた状況に鑑み、調査継続を断念した経験がある。

* 9 たとえば大谷ほか(二〇〇五)など。

* 10 村井(二〇一三)は、こうした価値基準に立つ発言に対するタブー視を、地域研究者の責任回避として批判し、日本の地域研究者はこのようなりスクを負わないうべきだと指摘している。

●参考文献

大谷信介ほか(二〇〇五)『社会調査へのアプローチ——論理と方法』(第二版)、ミネルヴァ書房。

国本伊代(二〇〇五)「ラテンアメリカを学ぶために」国本伊代・中川文雄編著『ラテンアメリカ研究への招待』新評論、三四五—三六九頁。

野上裕生(二〇一三)「すぐに役立つ開発指標のはなし」アジアを見る眼(一一六)、アジア経済研究所。

幡谷則子(二〇〇七)「日本におけるラテンアメリカ研究」上智大学外国語学部イスパニア語学科『地域研究のすすめ——スペイン・イスパノアメリカ編 二〇〇七年』上智大学外国語学部イスパニア語学科、四二—四八頁。

幡谷則子(二〇〇八)「序章 グローバリゼーション下での貧困、開発と紛争」幡谷則子・下川雅嗣編『貧困、開発、紛争——グローバル／ローカルの相互作用』上智大学出版、一—一二頁。

幡谷則子(二〇一二a)「ラテンアメリカ地域研究と社会学——社会不正義に抵抗する人々の暮らしに注目して」上智大学外国語学部イスパニア語学科『地域研究のすすめ——スペイン・イスパノアメリカ編』上智大学外国語学部イスパニア語学科。

幡谷則子(二〇一二b)「存在否定された民衆の土地と生業を守る闘い——コロンビア、ボリバル県南部地域における鉱山民組織の事例」『ラテン・アメリカ論集』四六、三七—五五頁。

幡谷則子(二〇一三)「地の知」に寄り添う」上智大学グローバル・コンサーン研究所、国際基督教大学社会科学研究所共編『グローバル化のなかの大学——教育は社会を再生する力をはぐくむか』上智大学出版、五〇—六三頁。

村井吉敬(一九八二)「小さな民からの発想——顔のない豊かさを問う」時事通信社。

村井吉敬(二〇一三)「NGO活動、市民運動そして大学——温かい心を大学に」上智大学グローバル・コンサーン研究所、国際基督教大学社会科学研究所共編、『グローバル化のなかの大学——教育は社会を再生する力をはぐくむか』上智大学出版、八七—九七頁。

矢野暢(一九九三)「地域研究とは何か」矢野暢編『講座 現

代の地域研究① 地域研究の手法』弘文堂、一—二二頁。

Chambers, Robert (1994) Participatory Rural Appraisal (PRA): challenges, potentials and paradigm. *World Development* 22 (10): 1437-54.

Chambers, Robert (1997) *Whose reality counts? Putting the first last*. London: Intermediate Technology Publications.

Clark, David (2002) Development ethics: a research agenda. *International Journal of Social Economics* 29 (11): 830-48.

Crocker, David (1991) Toward development ethics. *World Development* 19 (5): 457-83.

Desai, Vandana (1995) *Community participation and slum housing: a study of Bombay*. New Delhi: Sage.

FitzGerald, Valpy, Frances Stewart and Rajesh Venugopal (eds.) (2006) *Globalization, Violent Conflict and Self-Determination*. New York: Palgrave Macmillan.

Florez Lopez, Jesus Alfonso and Constanza Milian Echeverria (eds.) (2007) *Derecho a la alimentación y al territorio en el Pacífico colombiano*. Quidó, Medellín: Misesor and Podion.

Fonsca, Daniel, Ómar Gutiérrez, Anders Rudqvist (2005) *Cultivos de uso ilícito en el sur de Bolívar: aproximación desde la economía política*. Bogotá: PNUD & Asdi.

Gasper, Des (2004) *The ethics of development: from economism to human development*. Edinburgh: Edinburgh University Press.

Gold, Lorna (2002) Positionality, worldview and geographical research: a personal account of a research journey. *Ethics, Place and Environment* 5 (3): 223-37.

- Goulet, Denis (1983) Obstacles to world development: an ethical reflection. *World Development* 11 (7): 609-24.
- Goulet, Denis (1995) *Development ethics*. London: Zed Books.
- Hataya, Noriko (2009) Community-based local development and the peace initiative of the PDDMM in Colombia: resource mobilization under extreme conditions, in Shinichi Shigetomi and Kumiko Makino (eds.) *Protest and Social Movements in the Developing World*. Cheltenham: Edward Elgar, 19-50.
- Hataya, Noriko (2010) *La ilusión de la participación comunitaria: lucha y negociación en los barrios populares de Bogotá 1992-2003*. Bogotá: Universidad Externado de Colombia.
- Hataya, Noriko (2011) Integración nacional vs. resistencia local en las comunidades afrocolombianas: el Código de Minas y sus contradicciones, Seminario Internacional de Desarrollo Rural, Pontificia Universidad Javeriana, Bogotá, Colombia, 12 al 15 de abril de 2011.
- McBain, Helen (1987) The impact of the bauxite-alumina MNCs on rural Jamaica: constraints on development of small farmers in Jamaica. *Social and Economic Studies* 36 (1): 137-170.
- Sen, Amartya (1987) *On ethics and economics*. Oxford: Blackwell.
- Sen, Amartya (2002) *Rationality and freedom*. Cambridge: Harvard University Press.
- Turner, John F. C. (1976) *Housing by people*. London: Marion Boyars.
- Turner, John F. C. and Robert Fichter (eds.) (1972) *Freedom to build: dweller control of the housing process*. New York: Macmillan.

● 著者紹介 ●

- ① 氏名……幡谷則子(はたや・のりこ)。
- ② 所属・職名……上智大学外国語学部イスパニア語学科・教授。
- ③ 生年・出身地……一九六〇年、神奈川県。
- ④ 専門分野・地域……ラテンアメリカ地域研究、社会学。社会開発と社会運動・コロンビア。
- ⑤ 学歴……上智大学外国語学部、筑波大学大学院地域研究研究科、ロス・アンデス大学大学院地域開発専攻、ユニバーシテイ・カレッジ・ロンドン大学院(人文地理学専攻)。
- ⑥ 職歴……研究所研究員(二三歳、一七年間)・大学教員(四一歳、一三年間)。
- ⑦ 現地滞在経験……メキシコ(二一歳、政府交換留学生)、コロンビア(二七―二八歳、客員研究員)、米国(二九歳、客員研究員)、英国(三七歳、博士課程)、コロンビア(三八歳、客員研究員)、コロンビア(四八歳、客員教授)。
- ⑧ 研究方法……都市貧困地域における世帯調査と半構造的インタビュー。農村部における聞き取り調査と参与観察。
- ⑨ 所属学会……日本ラテンアメリカ学会、ラテン・アメリカ政経学会、LASA (Latin America Studies Association)。
- ⑩ 研究上の画期……世界社会フォーラムの開催(二〇〇一年)。
- 欧州とラテンアメリカの社会運動とが連携し、水平的な社会運動ネットワークの形成が、「覇権主義的」グローバルゼーションに対する「下からの」国際連帯のうねりを促進した。
- ⑪ 推薦図書……佐野誠「九九%のための経済学」[教義編](二〇一二年)と同名書[理論編]「新評論」二〇一三年。「新自由主義サイクルの罠」が、少数の人々に富を集中させ、大多数の人々は貧しくなる。本書は、九九%の人々が排除されず、幅広い選択肢と自由を享受できる「共生経済社会」を提案する。ラテンアメリカからの学びが日本社会の現実理解に還元され、逆も起こらう。これが在りて還型アプローチであり、今日の地域研究者の存在意義を問う一冊。